

事務連絡
令和4年12月21日

各都道府県消防防災主管部長 様

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

大規模災害時のための毛布の備蓄について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震が切迫するとともに、風水害が多様化・激甚化・頻発化しているところであり、災害時に避難者の生命・身体を保護するため、毛布等の寝具の備蓄が必要不可欠となります。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和4年6月10日中央防災会議幹事会）等では、避難所避難者1人当たり2枚の毛布が必要となるという前提で必要量を算出しています。地方公共団体においては、これを踏まえ、改めて各地域における最大想定避難者数に基づいた必要量を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄していただくようお願いいたします。

あわせて、この旨、管区市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。

（参考）防災基本計画（令和4年6月中央防災会議）抜粋

第2編第1章第6節7

○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（中略）

毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

【問合せ先】

●避難所に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

TEL:03-3501-5191

●地方公共団体の備蓄に関すること

消防庁国民保護・防災部防災課

TEL:03-5253-7525